農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準の一部を改正する件 新旧対照表 ○農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準(平成30年3月29日農林水産省告示第696号)

(下線部分は改正部分)

1 認証を行う機関に関する基準

日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「法」という。)第16条第1項第1 号(法第36条において準用する場合を含む。)の農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電 気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準は、表1の左欄に掲げる農林物資の種類又は農林 物資の取扱い等の方法の区分ごとに、同表の右欄のとおりとする。

後

改 正

表1 認証を行う機関に関する基準

農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分	基準
食用植物油脂	ISO/IEC 17065
プレスハム	
ベーコン類	
マカロニ類	
ウスターソース類	
炭酸飲料	
枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材	
フローリング	
風味調味料	
乾燥スープ	
ドレッシング	
植物性たん白	
削りぶし	
ソーセージ	
ハンバーガーパティ	
チルドハンバーグステーキ	
醸造酢	
トマト加工品	
食用精製加工油脂	
異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖	
ハム類	
豆乳類	
畜産物缶詰及び畜産物瓶詰	
マーガリン類	
乾めん類	
構造用パネル	

改 正 前

1 認証を行う機関に関する基準

日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「法」という。)第16条第1項第1 号(法第36条において準用する場合を含む。)の農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電 気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準は、表1の左欄に掲げる農林物資の種類又は農林 物資の取扱い等の方法の区分ごとに、同表の右欄のとおりとする。

表1 認証を行う機関に関する基準	
農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分	基準
食用植物油脂	ISO/IEC 17065
プレスハム]
ベーコン類]
マカロニ類]
ウスターソース類]
炭酸飲料]
枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材	1
フローリング	1
風味調味料	1
乾燥スープ]
ドレッシング]
植物性たん白]
削りぶし]
ソーセージ]
ハンバーガーパティ]
チルドハンバーグステーキ]
醸造酢]
トマト加工品	1
食用精製加工油脂	1
異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖]
ハム類]
豆乳類]
畜産物缶詰及び畜産物瓶詰]
マーガリン類]
乾めん類]
構造用パネル	

チルドミートボール
ジャム類
ぶどう糖
精製ラード
ショートニング
煮干魚類
熟成ハム類
熟成ソーセージ類
熟成ベーコン類
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース
水産物缶詰及び水産物瓶詰
果実飲料
地鶏肉
有機農産物
農産物缶詰及び農産物瓶詰
合板
生産情報公表牛肉
手延べ干しめん
生産情報公表豚肉
しょうゆ
生産情報公表農産物
有機加工食品
有機飼料
有機畜産物
農産物漬物
畳表
素材
製材
集成材
りんごストレートピュアジュース
パン粉
生産情報公表養殖魚
単板積層材
即席めん
定温管理流通加工食品
直交集成板
そしゃく配慮食品
<u>日持ち生産管理切り花(JAS 0001)</u>

チルドミートボール	
ジャム類	
ぶどう糖	
精製ラード	
ショートニング	
煮干魚類	
熟成ハム類	
熟成ソーセージ類	
熟成ベーコン類	
にんじんジュース及びにんじんミックスジューン	Z.
水産物缶詰及び水産物瓶詰	
果実飲料	
地鶏肉	
有機農産物	
農産物缶詰及び農産物瓶詰	
合板	
生産情報公表牛肉	
手延べ干しめん	
生産情報公表豚肉	
しょうゆ	
生産情報公表農産物	
有機加工食品	
有機飼料	
有機畜産物	
農産物漬物	
畳表	
素材	
製材	
集成材	
りんごストレートピュアジュース	
パン粉	
生産情報公表養殖魚	
単板積層材	
即席めん	
定温管理流通加工食品	
直交集成板	
そしゃく配慮食品	
(新設)	

法第44条第1項(法第56条において準用する場合を含む。)の農林水産大臣が定める国際標準化 機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準は、表2の左欄に掲げる試験等の方法の区 分ごとに、同表の右欄のとおりとする。

表2 試験所に関する基準

試験等の方法の区分	基準
食用植物油脂の日本農林規格に規定する測定方法	ISO/IEC 17025
プレスハムの日本農林規格に規定する測定方法	
ベーコン類の日本農林規格に規定する測定方法	
マカロニ類の日本農林規格に規定する測定方法	
ウスターソース類の日本農林規格に規定する測定方法	
炭酸飲料の日本農林規格に規定する測定方法	
枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格に規定	
する測定方法	
フローリングの日本農林規格に規定する測定方法	
風味調味料の日本農林規格に規定する測定方法	
乾燥スープの日本農林規格に規定する測定方法	
ドレッシングの日本農林規格に規定する測定方法	
植物性たん白の日本農林規格に規定する測定方法	
削りぶしの日本農林規格に規定する測定方法	
ソーセージの日本農林規格に規定する測定方法	
ハンバーガーパティの日本農林規格に規定する測定方法	
チルドハンバーグステーキの日本農林規格に規定する測定方法	
醸造酢の日本農林規格に規定する測定方法	
トマト加工品の日本農林規格に規定する測定方法	
食用精製加工油脂の日本農林規格に規定する測定方法	
異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の日本農林規格に規定する測定方法	
ハム類の日本農林規格に規定する測定方法	
豆乳類の日本農林規格に規定する測定方法	
畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格に規定する測定方法]
マーガリン類の日本農林規格に規定する測定方法]
構造用パネルの日本農林規格に規定する測定方法]
チルドミートボールの日本農林規格に規定する測定方法]
ジャム類の日本農林規格に規定する測定方法]
ぶどう糖の日本農林規格に規定する測定方法]
精製ラードの日本農林規格に規定する測定方法]
ショートニングの日本農林規格に規定する測定方法]
煮干魚類の日本農林規格に規定する測定方法]
熟成ハム類の日本農林規格に規定する測定方法]
熟成ソーセージ類の日本農林規格に規定する測定方法]

法第44条第1項(法第56条において準用する場合を含む。)の農林水産大臣が定める国際標準化 機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準は、表2の左欄に掲げる試験等の方法の区 分ごとに、同表の右欄のとおりとする。

表2 試験所に関する基準

試験等の方法の区分	基準
食用植物油脂の日本農林規格に規定する測定方法	ISO/IEC 17025
プレスハムの日本農林規格に規定する測定方法	- -
ベーコン類の日本農林規格に規定する測定方法	
マカロニ類の日本農林規格に規定する測定方法	
ウスターソース類の日本農林規格に規定する測定方法	
炭酸飲料の日本農林規格に規定する測定方法	
枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格に規定	?
する測定方法	
フローリングの日本農林規格に規定する測定方法	
風味調味料の日本農林規格に規定する測定方法	
乾燥スープの日本農林規格に規定する測定方法	
ドレッシングの日本農林規格に規定する測定方法	_
植物性たん白の日本農林規格に規定する測定方法	
削りぶしの日本農林規格に規定する測定方法	
ソーセージの日本農林規格に規定する測定方法	
ハンバーガーパティの日本農林規格に規定する測定方法	
チルドハンバーグステーキの日本農林規格に規定する測定方法	
醸造酢の日本農林規格に規定する測定方法	
トマト加工品の日本農林規格に規定する測定方法	
食用精製加工油脂の日本農林規格に規定する測定方法	
異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖の日本農林規格に規定する測定方法	
ハム類の日本農林規格に規定する測定方法	
豆乳類の日本農林規格に規定する測定方法	
畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格に規定する測定方法	
マーガリン類の日本農林規格に規定する測定方法	
構造用パネルの日本農林規格に規定する測定方法	
チルドミートボールの日本農林規格に規定する測定方法	
ジャム類の日本農林規格に規定する測定方法	
ぶどう糖の日本農林規格に規定する測定方法	
精製ラードの日本農林規格に規定する測定方法	
ショートニングの日本農林規格に規定する測定方法	
煮干魚類の日本農林規格に規定する測定方法	
熟成ハム類の日本農林規格に規定する測定方法	
熟成ソーセージ類の日本農林規格に規定する測定方法	_

熟成ベーコン類の日本農林規格に規定する測定方法 にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格に規定する測 定方法 水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格に規定する測定方法

果実飲料の日本農林規格に規定する測定方法

農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格に規定する測定方法

合板の日本農林規格に規定する測定方法

しょうゆの日本農林規格に規定する測定方法

農産物漬物の日本農林規格に規定する測定方法

畳表の日本農林規格に規定する測定方法

素材の日本農林規格に規定する測定方法

製材の日本農林規格に規定する測定方法

集成材の日本農林規格に規定する測定方法

りんごストレートピュアジュースの日本農林規格に規定する測定方法

パン粉の日本農林規格に規定する測定方法

単板積層材の日本農林規格に規定する測定方法

即席めんの日本農林規格に規定する測定方法

直交集成板の日本農林規格に規定する測定方法

べにふうき緑茶中のメチル化カテキンの定量-高速液体クロマトグラフ法(JA S 0002)

ウンシュウミカン中のβ-クリプトキサンチンの定量-高速液体クロマトグラ フ法 (TAS 0003)

| 熟成ベーコン類の日本農林規格に規定する測定方法

にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格に規定する測 定方法

水産物缶詰及び水産物瓶詰の日本農林規格に規定する測定方法

果実飲料の日本農林規格に規定する測定方法

農産物缶詰及び農産物瓶詰の日本農林規格に規定する測定方法

合板の日本農林規格に規定する測定方法

しょうゆの日本農林規格に規定する測定方法

農産物漬物の日本農林規格に規定する測定方法

畳表の日本農林規格に規定する測定方法

素材の日本農林規格に規定する測定方法

製材の日本農林規格に規定する測定方法 集成材の日本農林規格に規定する測定方法

りんごストレートピュアジュースの日本農林規格に規定する測定方法

パン粉の日本農林規格に規定する測定方法

単板積層材の日本農林規格に規定する測定方法

即席めんの日本農林規格に規定する測定方法

直交集成板の日本農林規格に規定する測定方法

(新設)

(新設)